

洞爺湖町国民健康保険からのお知らせ

～国民健康保険の一部負担金の減免制度について～

洞爺湖町の国民健康保険に加入している人で、災害や事業の休廃止・失業などの理由で世帯の収入が減少し、医療機関などの窓口で支払う医療費（一部負担金）の支払いが困難になった場合は、一定期間においてその一部負担金の減免又は徴収（支払い）を猶予することができます。

■減免の対象となる事由

下記のいずれかに該当する場合、減免又は徴収猶予を申請することができます。

- ① 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- ③ 事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき。

■減免を受けることができる要件

下記の全てに該当する場合、減免を受けることができます。

- ① 入院療養を受ける国民健康保険の被保険者
 - ② 上記の事由が発生したことにより、前年同時期の収入に比べ、現在の収入（見込み収入含む）が減少している
 - ③ 世帯主および当該世帯に属する被保険者の直近の収入の合計額が、生活保護基準額以下
 - ④ これらの者の預貯金合計額が、生活保護基準額の3か月分以下
- ※①～④の要件に該当しない場合でも必要と認められる場合は一部負担金の徴収猶予を受けることができます。

■減免の期間

減免の場合は、1年間で**3ヶ月**を超えない期間とします。

ただし、真にやむを得ない場合には、新たな申請が必要であり、再度審査を行った上で減免を継続することが出来ます。減免が適用されるのは、減免を申請された日からになります。

なお、原則、すでに支払った一部負担金については、減免の対象外です。

一部負担金の徴収を猶予する必要があると認められたときは6カ月を超えない期間とします。

■申請に必要な書類

- ① 一部負担金減免申請書など（窓口にあります）
- ② 現在と前年の収入状況が分かる書類（給与明細書、年金支払通知書など）
- ③ 収入減少を証明する書類（離職証明書、雇用保険受給者証、罹災証明書など）
- ④ 世帯の国保加入者全員の通帳（記帳した上でお持ち下さい）
- ⑤ 国民健康被保険者証
- ⑥ マイナンバーカード
- ⑦ その他必要と認める書類

■問合せ 住民課国保医療グループ(☎ 74-3002)

「芸術文化の秋」文化祭で展示やステージ発表

11月3日の「文化の日」に合わせて虻田地区、洞爺地区で文化祭が開催され、町内文化サークルなどが、作品展示やステージ発表で活動の成果を披露しました。

洞爺湖町総合文化祭（洞爺湖町文化団体協議会主催）は10月2日に洞爺湖文化センターでステージ部門、15、16日はあぶた体育館で展示部門を行いました。

他にも虻田吹奏楽団定期演奏会が開催され、訪れた町民を楽しませました。

一方、洞爺湖町民文化祭（とうや文化協会主催）は洞爺総合センターで11月3日から5日まで展示部門、23日には芸能部門を実施。3日の展示部門では、協賛バザーとしてそば洞好会によるそばが販売され好評を得ていました。

総合文化祭



▶総合文化祭に展示された作品

◀展示物に見入る来場者



町民文化祭



▲懐メロを演奏し盛り上がったバンド演奏

▼伝承舞踏を披露した虻田中野七頭舞を踊る会

